

九州大学伊都診療所諸料金規程

平成30年度九大規程第94号
制 定：平成31年 1月31日
最終改正：令和 3年 7月15日
(令和3年度九大規程第54号)

(趣旨)

第1条 九州大学伊都診療所(以下「診療所」という。)で徴収する診療等に関する料金の額及びその徴収方法については、この規程の定めるところによる。

(診療等の料金)

第2条 診療所で徴収する診療等の料金は、別表に掲げるもののほか、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)の別表第1医科診療報酬点数表の別表に定める点数(以下「診療報酬点数」という。)に10円を乗じて得た額とする。ただし、交通事故における自費診療(社会保険診療以外の診療又は労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、国家公務員災害補償法(昭和26年6月2日法律第191号)等に基づく業務、公務若しくは通勤による災害における診療以外の診療をいう。)については、診療報酬点数に20円を乗じて得た額とする。

2 前項に定める診療等の料金(別表に掲げるものを除く。)のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により消費税が課されるものについては、その額に100分の110を乗じて得た額とする。

3 社会保険、社会福祉等関係法令に基づく患者又は費用負担等について特段の協定等を行っている患者に係る診療等に関する料金の額及びその徴収方法は、前2項に定めるところによるほか、当該法令又は協定等の定めるところによる。

4 前3項の規定にかかわらず、同項の規定により難しいものについては、個々の診療等の料金徴収の都度総長が定める。

(料金の徴収方法)

第3条 患者にかかる診療等の料金は、原則として前納とする。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、諸料金の徴収等に関し必要な事項は、診療所の長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

附 則(平成31年度九大規程第3号)

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則(令和元年度九大規程第87号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和3年度九大規程第54号)

この規程は、令和3年7月15日から施行する。

別表

区 分	料金(円)
1. 文書料（法令に基づき無料で交付すべきものを除く）	
・診断書料 1通につき	2,200 (2,000)
・特殊診断書料 1通につき	7,700
・証明書料 1通につき	2,200
・特殊証明書料 1通につき	5,500
2. 予防接種料	
・インフルエンザHAワクチン 1回につき	3,500
・肺炎球菌ワクチン 1回につき	5,900
・麻しん・風しん混合ワクチン 1回につき	8,900
・髄膜炎菌ワクチン（メナクトラ筋注） 1回につき	24,000
3. 新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）核酸検出検査料	
・等温核酸増幅法（鼻腔ぬぐい液） 1回につき	20,000
・リアルタイムPCR法（だ液） 1回につき	22,000
・リアルタイムPCR法（鼻咽頭ぬぐい液） 1回につき	24,000
4. 診療録等複写料（電子式複写） 1枚につき	20 (19)
5. CD-R複写料 1枚につき	1,100 (1,000)

備考

- 消費税法で非課税とされる療養若しくは医療又はこれらに類するものとしての資産の譲渡等に該当する場合については括弧内の料金とする。
- 文書料に係る有料文書の種類及び無償で交付する文書（診療所において行う診療等に係る文書に限る。）については、九州大学病院諸料金規程施行細則（平成16年度九大細則第17号）第3条の規定を準用する。